

長崎県地域介護・福祉空間整備事業費補助金実施要綱

（趣旨）

第1条 県は、老人福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより、事業者に対し、長崎県地域介護・福祉空間整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助の対象事業等）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、以下のとおりとする。

（1）高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

事業者が行う別表1の第1欄に定める施設の非常用自家発電設備の整備に関する事業

（2）高齢者施設等の給水設備整備事業

事業者が行う別表1の第1欄に定める施設の給水設備の整備に関する事業

（3）高齢者施設等の水害対策強化事業

事業者が行う別表1の第1欄に定める施設の水害対策強化に関する事業

（4）高齢者施設等の換気設備整備事業

事業者が行う別表2の第1欄に定める施設の換気設備設置に関する事業

（5）国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

事業者が行う別表3の第1欄に定める施設の大規模修繕等（別記に定めるものをいう。）に関する事業

2 次の各号に掲げる事業等については、補助の対象としないものとする。

（1）既に実施している事業及びその費用

（2）他の国庫又は県費負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業及びその費用

（3）土地の買収又は整地等の事業及び費用

（4）職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業及び費用

（5）その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業及び費用

（補助額の算定方法等）

第3条 補助金は予算の範囲内で採択するものとし、別表1又は別表2に定める事業の対象施設ごとに、第5欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較

して少ない方の額に第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第 4 条 第 2 条第 1 項に掲げる事業について、規則第 4 条第 4 号の規定により申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調(様式 1)
- (2) 事業計画書(様式 2)
- (3) 誓約書(様式 3)
- (4) 歳入歳出予算書(見込書)抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第 4 条の知事が定める申請書を提出することができる時期は、年度ごとに定める期日までとする。

(変更申請手続)

第 5 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、第 4 条に定める申請手続の例により行うものとする。

(交付の条件)

第 6 条 この補助金を受けて補助事業者が事業を実施する場合(以下、この事業を「補助事業」という。)には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 第 2 条に規定する事業に使用しなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号と第 2 号の間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)(以下、適正化法施行令という。)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全

部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- なお、補助事業を実施する事業者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (9) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を民間実施事業の完了の日（民間実施事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 補助事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 補助事業者が補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (13) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (14) 補助事業者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。
- (15) 補助事業を行うにあたり、次のアからウに掲げる者と契約を締結してはならない。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

（状況報告等）

第7条 規則第11条第1項の規定による補助事業等の遂行の状況にかかる報告は、次の各号に定めるところによるものとする。

（1）事業に係る工事に着手したときは、着手した日から7日以内に工事着手報告書（様式5）を提出すること。

（2）事業に係る工事が完了したときは、完了の日から7日以内に竣工届（様式6）を提出すること。

（軽微な変更）

第8条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

（1）県の補助額に影響を及ぼす変更

（実績報告）

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日または当該事業の完了日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、同項後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度の4月30日とする。

2 第2条第1項に掲げる事業について、規則第13条第1項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1）補助金精算額調（様式7）

（2）事業実績報告書（様式8）

（3）歳入歳出決算書（見込書）抄本

（4）その他知事が必要と認める書類

3 規則第13条第1項後段の規定による実績報告書に添付する書類は、年度実績報告書（様式9）とする。

（補助金の交付）

第10条 この補助金は、概算払の方法により交付できるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 21 年度予算から適用する。

この要綱は、平成 23 年度予算から適用する。

この要綱は、平成 30 年度予算から適用する。

この要綱は、令和 2 年度予算から適用する。

この要綱は、令和 3 年度予算から適用する。

この要綱は、令和 7 年度予算から適用する。

(別記)

大規模修繕等に係る整備内容について

第2条第1項第5号に掲げる事業について、利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等を実施する事業については、次の区分ごとの内容とする。

<u>区分</u>	<u>内容</u>
<u>(1) 施設の一部改修</u>	<u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</u>
<u>(2) 施設の付帯設備の改造</u>	<u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</u>
<u>(3) 施設の冷暖房設備の設置</u>	<u>気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事</u>
<u>(4) 避難経路等の整備</u>	<u>居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</u>
<u>(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修</u>	<u>① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等</u> <u>② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</u>
<u>(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</u>	<u>消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</u>
<u>(7) 消融雪設備整備</u>	<u>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</u>
<u>(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等</u>	<u>都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</u>

(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事、耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

（注）一定年数は、おおむね 10 年とするが、個別具体的に判断する。

別表 1

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 高齢者施設等の給水設備整備事業 高齢者施設等の水害対策強化事業				
1 対象施設	2 基準額	3 単位	4 補助率	5 対象経費
(定員 30 人以上の広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	知事が必要と認めた額	施設数	4 分の 3	当該事業の実施計画に基づく施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2条第2項に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(注) 下限額について

・下表左欄の事業について、別表 1 第 5 欄の対象経費の実支出予定額が下表右欄に掲げる額を下回る場合、第 2 欄の基準額は 0 円として取り扱うものとする。

・ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	5,000 千円
(※燃料タンクを整備する場合)	0 千円
・ 高齢者施設等の給水設備整備事業	5,000 千円

別表 2

高齢者施設等 ^の 換気設備 ^{整備} 事業				
1 対象施設	2 基準額	3 単位	4 補助率	5 対象経費
(<u>定員 30 人以上の</u>広域型施設等) ・ 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・ 上記以外の老人短期入所施設 ・ 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 有料老人ホーム	施設延べ床面積×4 千円の範囲内で知事が必要と認めた額	施設数	10 分の 10	当該事業の実施計画に基づく施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2条第2項に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表 3

国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業				
1 対象施設	2 基準額	3 単位	4 補助率	5 対象経費
次に掲げる高齢者施設等であって、当該施設等において本補助金を活用して第 2 条（1）及び（3）に定める事業を実施するもの。（平成 30 年 2 月 1 日以降に実施されたものを含む。） （定員 30 人以上の広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A 型・B 型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	知事が必要と認めた額	施設数	3 分の 2	当該事業の実施計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 条第 2 項に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

様式 I

補助金所要額調

(設置者の名称)

(施設の名称)

(単位：円)

事業名・施設名等	設置者の費	対象経費の出 実支額 (予定)額 B (≦ A)	寄付金 その他 収入 C	差引額 D (=A-C)	基準額 E	県費補助額 F	県費補助金 G	抵当権設定 の有無
1 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業								
2 高齢者施設等の給水設備整備事業								
3 高齢者施設等の水害対策強化事業								
4 高齢者施設等の換気設備整備事業								
5 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業								
合 計								

(注) (1) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち、最も少ない額を記入すること。
(2) G欄には、F欄の金額に補助率を乗じた額について1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。
ただし、高齢者施設等の換気設備設置事業については、B欄、D欄、E欄のうち、最も少ない額について1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。
(3) 抵当権設定の有無欄には、補助金により財産を取得した際に併せて抵当権を設定する場合「有り」と記入し、抵当権設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

イ 整備対象となる部分の改築・改修年月日（該当がある場合のみ記入）

3 整備費内訳

(1) 工事費又は工事請負費 _____ 円

(2) 工事事務費 _____ 円

(3) 合 計 _____ 円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

4 財源内訳

(1) 県費補助金 _____ 円

(2) 補助金 _____ 円

(3) 設置者負担金 _____ 円 (内訳) 自己資金 _____ 円

借入金 _____ 円

寄付金 _____ 円

5 施工計画

(1) 直営・請負の別

(2) 契約年月日（予定） 年 月 日

(3) 着工年月日（予定） 年 月 日

(4) 竣工年月日（予定） 年 月 日

6 その他参考事項

年 月 日

長崎県知事

様

申請者 住所

氏名

誓約書

私は、令和 年度長崎県地域介護・福祉空間整備事業費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、□ にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与也没有せん。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

☐ 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

☐ 暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

☐ 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○—○○○—○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○—○○○—○○○○）

様式 4

年 月 日

長崎県知事 様

法 人 名
代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日長崎県指令 第 号で交付決定を受けた 年度長崎県地域
介護・福祉空間整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額につい
ては、下記のとおり報告する。

記

- 1 施設の種類及び 種類
名称 名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第
15 条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ
控除税額（要返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
3 の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の積算内訳等

発行責任者及び担当者
発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○—○○○—○○○○）
発行担当者 △△ △△（連絡先○○○—○○○—○○○○）

様式 5

年度長崎県地域介護・福祉空間整備事業費補助金による施設の工事着手報告書

[illegible]

様式 6

竣 工 届

年 月 日

長崎県知事 様

法人代表者名

下記のとおり工事が竣工したのでお届けします。

記

1 施設等の種類及び 種類
名称 名称

2 施設所在地

3 工事名

4 請負金額

5 契約年月日 年 月 日

6 工期
着工 年 月 日から
竣工 年 月 日まで 日間

7 竣工年月日 年 月 日

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

様式7

補助金精算額調

(設置者の名称)		(施設の名称)		(単位：円)									
事業名・施設名等	設置者の費 A	対象経費の 支出額 B (≦ A)	その他の 収入額 C	差引額 D (=A-C)	基準額 E	県費補助 額 F	県費補助 額 G	補助金 交付決定額 H	補助金 受入済額 I	差 過 不 足 額 J (I - G)	抵当権 設定無 有		
1 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業													
2 高齢者施設等の給水設備整備事業													
3 高齢者施設等の水害対策強化事業													
4 高齢者施設等の換気設備整備事業													
5 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業													
合 計													

- (注) (1) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち、最も少ない額を記入すること。
- (2) G欄には、F欄の金額に補助率を乗じた額について1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。
ただし、高齢者施設等の換気設備設置事業については、B欄、D欄、E欄のうち、最も少ない額について1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。
- (3) 抵当権設定の有無欄には、補助金により財産を取得した際に併せて抵当権を設定する場合「有り」と記入し、抵当権設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

事業実績報告書

1 事業の内容（次のいずれかに○）

- ・高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ・高齢者施設等の給水設備整備事業
- ・高齢者施設等の水害対策強化事業
- ・高齢者施設等の換気設備整備事業
- ・国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

2 対象施設の概要

(1) 主たる施設の名称、区分及び所在地

名 称

施設区分

所在地

(2) 設置主体及び経営主体

設置主体

経営主体

(3) 施設の規模等

- ア 建物の建築面積 建築面積 m^2
- イ 建物の延べ床面積及び階数 延べ床面積 m^2 (階建て)
- ウ 建物の所有関係（自己所有、借上、買収（予定）の別）

(4) 一つの建物に複数の事業所が設置されている場合の設置状況

施設区分	名 称	専有面積 (m^2)	定員数 (人)

- (注) 1. 配置図及び専有部分を明らかにした各階平面図を添付すること。
2. 複数の事業を申請する場合は、事業ごとに分けて記入すること。

(5) 高齢者施設等の建物の竣工年月日等

ア 建物の竣工年月日

イ 整備対象となる部分の改築・改修年月日（該当がある場合のみ記入）

3 整備費内訳

(1) 工事費又は工事請負費	円
(2) 工事事務費	円
(3) 合 計	円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

4 財源内訳

(1) 県費補助金	円		
(2) 補助金	円		
(3) 設置者負担金	円	(内訳) 自己資金	円
		借入金	円
		寄付金	円

5 施工実績

(1) 直営・請負の別			
(2) 契約年月日	年	月	日
(3) 着工年月日	年	月	日
(4) 竣工年月日	年	月	日

6 その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
- 2 工事の内容がわかる図面、写真等

長崎県地域介護・福祉空間整備費補助金年度実績報告書

[illegible]